

(参考)

## ○公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

### Ⅱ 新たな公務員制度の概要

#### 3 適正な再就職ルールの確立

##### （4）再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年 1 回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後 2 年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年 1 回公表することとする。

## ○再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ（平成 14 年 3 月 29 日最終改正）

「中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日 中央省庁等改革推進本部決定）」及び「公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日 閣議決定）」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

### 1. 公表内容

各府省は、所属対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日、再就職承認関係を公表する。

### 2. 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

### 3. 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度 1 回、過去 1 年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省はこれを総括して公表する。

### 4. 施行期日

本申合せは、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。